

名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業

募集要項

令和 5 年 8 月

名西消防組合

目次

第1	募集要項の定義	3
第2	事業概要	3
1.	事業名	3
2.	事業に供される公共施設等	3
3.	公共施設等の管理者の名称	3
4.	事業の目的	3
5.	事業方式	4
6.	事業者への支払い	4
7.	事業実施スケジュール（予定）	4
8.	遵守すべき法令等	4
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1.	事業者の募集及び選定の方法	5
2.	募集・選定の手順及びスケジュール（予定）	5
3.	応募者の備えるべき参加資格要件	5
4.	募集手続等	7
5.	優先交渉権者の選定及び決定	11
第4	契約に関する基本的な考え方	11
1.	契約内容についての協議	11
2.	契約保証金等	11
3.	前払金について	12
4.	契約の締結	12
5.	契約締結に伴う費用負担	13
6.	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	13
第5	その他事業の実施に関し必要な事項	13
1.	組合からの提示資料の取り扱い	13
2.	選定委員会からの要請への対応	13
3.	本事業に関する担当部署	13

○別添資料

資料1 要求水準書

資料2 事業者選定基準

資料3 事業契約書（案）

資料4 様式集

第1 募集要項の定義

本募集要項は、名西消防組合（以下「組合」という。）が、名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業（以下「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）で実施するにあたり、令和5年8月25日に公告した本事業の公募型プロポーザルについて、本事業を実施する事業者を選定するための条件及び手続き等を記載したものである。

また、要求水準書、事業者選定基準、事業契約書、様式集（別添資料の資料1～資料4）についても、募集要項と一体的なもの（以下これらを総称して「募集要項等」という。）として扱うものである。

第2 事業概要

1. 事業名

名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業

2. 事業に供される公共施設等

名西消防組合消防本部及び石井消防署

3. 公共施設等の管理者の名称

名西消防組合

4. 事業の目的

名西消防組合は、昭和54年、石井町、神山町の2町により発足し、名西消防組合消防本部及び石井消防署（以下「現庁舎」という。）の敷地及び庁舎は、昭和54年に鉄筋コンクリート造2階の建物として建設し、石井町から無償で貸与された。その後、仮眠室、通信室、救急隊室の増築、平成22年に軽微な耐震工事を行い、今日まで44年にわたり住民の生命・身体・財産を守ってきたが、現在、建物本体の老朽化が進んでおり、雨漏りや設備の破損・故障等の不具合も頻繁に発生する状況である。

また、石井町防災計画では、消防本部及び石井消防署は浸水想定区域内にあることから災害発生時に応急対策の拠点としての機能を適切に発揮できない恐れがあることが懸念されている。加えて、大規模災害発生時、緊急消防援助隊など受援のための施設や男女共同参画社会に対処するため、女性消防職員に配慮した施設整備を行う必要がある。

これらのことから、迅速な出動体制を確保し、常備消防の機能強化を図るため、名西消防組合消防本部及び石井消防署の建設に向けた新庁舎整備基本計画を令和5年1月に策定した。

今回、新庁舎整備については、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）を採用することにより、事業期間の短縮をはじめ、工事の品質の向上、事業費の削減など効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、より効率的な事業実施と諸課題の解消が図られることを期待するものである。

(1) 本対象施設

名西消防組合消防本部及び石井消防署（以下「本施設」という。）

(2) 事業の範囲

本事業で選定された事業者が行う主な業務は、次のとおりである。具体的な事項については、要求

水準書において提示する。

- ア 本施設の設計業務
- イ 本施設の建設業務（現庁舎の解体、外構整備を含む）
- ウ 本施設の工事監理業務

5. 事業方式

本事業は、設計及び建設工事を一体的に発注する設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）によるものとする。

6. 事業者への支払い

(1) 設計業務に対する対価

事業者は、前払金として設計業務に係る費用のうち各年度の出来高予定額の3割以内の額を請求できる。残額については、設計業務の完了後に支払うものとする。ただし、令和5年度における支払限度額は、62,493,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(2) 建設業務に対する対価

事業者は、前払金として建設業務に係る費用のうち各年度の出来高予定額の4割以内の額を請求できる。また、前払金の支払いを受けた後、追加して各年度の出来高予定額の2割以内の額（以下「中間前払金」という。）を請求できる。残額については、建設業務の完了後に支払うものとする。

(3) 工事監理業務に対する対価

事業者は、前払金として工事監理業務に係る費用のうち各年度の出来高予定額の3割以内の額を請求できる。残額については、工事監理業務の完了後に支払うものとする。

7. 事業実施スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日程	内容
令和5年12月	契約締結
令和6年1月	本施設の設計着手
令和6年度～8年度	本施設の建設
令和8年度末	本施設の引渡し

※上記の期間を想定しているが、整備手順の効率化など事業者からの提案内容に基づく工期短縮の提案を行うことは可能とする。

8. 遵守すべき法令等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等を遵守すること。なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得すること。なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途、組合と協議の上、適否について決定するものとする。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定の方法

本事業では、本施設の設計、建設についての事業者の幅広い能力や提案内容を総合的に評価するものである。

したがって、事業者の募集及び選定に当たっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2. 募集・選定の手順及びスケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
8月25日	募集要項等の公表
9月6日	募集要項等に関する質問締切
9月15日	募集要項等に関する質問への回答の公表
9月22日	参加表明書の提出受付締切
9月27日	参加資格の確認通知
10月中旬	対話
11月下旬	提案書の提出受付締切
12月中旬	提案内容に関するプレゼンテーション
12月中旬	優先交渉権者等の決定及び結果公表
12月	契約の締結

3. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業の応募者が備えるべき参加資格要件は、以下に定めるとおりとする。

応募者は、設計、建設、工事監理のそれぞれの業務を担う複数の企業（以下「構成企業」という。）から構成されるグループで応募するものとする。

応募者は、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が本事業に関わる手続きを行うこととする。また、すべての構成企業は、参加表明書の提出日から本事業に係る契約の締結日まで参加資格要件を満たすものとする。

なお、本事業の応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできないものとする。

(2) 共通の参加資格要件

参加表明書の提出期限日において、次のアからクまでのいずれにも該当する者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

イ 令和5年度において、名西消防組合又は石井町の入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、徳島県、石井町又は神山町から指名停止措置を受けていない者であること。

エ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- カ 公告の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、石井町が行う調達契約からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年石井町告示第 56 号）に基づき暴力団関係者であると認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- キ 国税、地方税のいずれかを滞納していない者であること。
- ク 本事業のアドバイザー業務の受託者及びその協力会社と、資本面又は人事面において関連がない者であること。

受託者及び その協力会社	株式会社 地域経済研究所 株式会社 あい設計 北口・繁松法律事務所
-----------------	---

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

(3) 各業務における応募者の資格要件

応募者の構成等は次のとおりとする。構成企業は、それぞれの資格要件を満たせば複数の業務を兼任することができる。ただし、建設企業と工事監理企業を兼ねることはできない。

① 本施設の設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- イ 平成 25 年度以降に延床面積 1,000 ㎡以上の消防庁舎の設計（基本設計及び実施設計）の実績を有していること。なお、当該実績は、元請人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。

② 本施設の建設業務を行う者（以下「建設企業」という。）

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 平成 25 年度以降に延床面積が 3,000 ㎡以上の公共施設（庁舎等）に係る PPP 事業（DB、DBO、PFI など）の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、元請人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。
- ウ 最新の経営事項審査の建築一式の総合評価値(P)が 1500 点以上であること。

③ 本施設の工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(4) 参加資格要件に関する参加表明書の提出日以降の取り扱い

参加表明書の提出日以降に、参加資格を有すると認められた応募者の構成企業が参加資格要件を欠く事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加表明書の提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、組合がやむを得ないと認めた場合で、組合の承認を条件として参加資格要件を欠く構成企業を変更するときは、この限りではない。ただし、代表企業は変更できないこととする。
- イ 優先交渉権者決定日から契約締結の日までの間に、応募者の構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は契約を締結せず、又は優先交渉権者の資格剥奪を行うことがある。これにより契約を締結せず、又は優先交渉権者の資格が剥奪されても、組合は一切責を負わない。ただし、組合がやむを得ないと認めた場合は、組合の承認を条件として参加資格要件を欠く構成企業の変更ができるものとし、組合は変更後の応募者と契約を締結できるものとする。ただし、代表企業は変更できないこととする。

4. 募集手続等

(1) 募集要項等に関する質問・意見の受付及び回答の公表

募集要項等に記載の内容に関して、質問・意見の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

ア 質問・意見の受付期間

募集要項等の公表の日から 9 月 6 日（午後 5 時 必着）

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書」（様式 1）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前 9 時から午後 5 時までとする）。

ウ 提出先

本事業に関する担当部署（「第 5－3」に記載）

エ 質問・意見に対する回答の公表

質問・意見に対する回答は、令和 5 年 9 月 15 日までに本事業に関する担当部署のホームページで公表する。

(2) 参加表明書の受付

① 提出書類

本事業に参加を希望する応募者は、下表の参加表明書等を提出することとする。A4 サイズ 2 穴の紙ファイルに綴じた状態で、正 1 部、副 1 部を作成すること。提出方法は、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）によるものとする。

名称	様式	形式
参加表明書	2－1	Word
グループ構成表及び役割分担表	2－2	Word
委任状（代表企業）	2－3	Word
委任状（復代理人）	2－4	Word

参加申請書	2-5	Word
参加申請書添付書類	2-6	Word
業務実績（設計・建設）	2-7	Word

② 受付期間

募集要項等の公表の日から令和 5 年 9 月 22 日までとする。提出方法は、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。

持参する場合は、午前 10 から午後 4 時まで（土日祝日を除く。以下同じ。）とし、提出の前日の午後 4 時までに、本事業に関する担当部署へ電話にて来庁希望時間を連絡し調整すること。

③ 受付場所

本事業に関する担当部署（「第 5-3」に記載）

(3) 参加資格の確認通知

参加資格の確認の結果は、応募者へ令和 5 年 9 月 27 日までに電子メールで通知し、その旨を記載した文書を速やかに郵送する。

① 提案番号の通知

参加資格の確認の結果を通知する際に、応募者の提案番号を通知する。

② 参加資格が充足しないと認められた応募者に対する理由の説明

参加資格が充足しないと認められた応募者は、本事業に関する担当部署に対して令和 5 年 10 月 4 日までに書面（任意様式）にて理由の説明を求めることができる。当該書面の提出は郵送に限るものとする。組合は、説明を求めた者に対して書面による回答を郵送する。

③ 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が参加を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。

(4) 個別対話

本事業への参加表明を行い、参加資格を有すると判断された応募者との個別対話の場を設ける。この対話は、組合及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨、要求水準書の意図等の理解を深めることを目的とする。

① 個別対話の実施要領

ア 実施日

個別対話の実施日は、令和 5 年 10 月 16 日から 10 月 20 日のいずれかの日とし、次項の申込期間に申し込みのあった希望者に実施日時を通知する。

イ 申込期間

令和 5 年 10 月 5 日から 10 月 12 日

ウ 申込方法

電子メールで「様式 3-1 個別対話申込書」(Word)を添付し、提出すること。あわせて、「様式 3-2 個別対話の議題等」(Word)を添付することとする。

エ 回答

個別に、令和 5 年 10 月下旬(予定)にメールにて回答する。

② 対話内容の取り扱い

対話における議題及び質問等は、原則、公表しないこととする。ただし、本公募のすべての応募者の認識を共有する必要があると組合が判断した事項については、個別対話による共有認識事項及び質問回答等として公表する場合がある。この場合、担当部署のホームページで公表する。

なお、当該応募者の提案、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められるものについては公表しない。

(5) 提案書の提出

参加資格の確認を受けた応募者は、以下の要領で提案書を作成し、提出すること。

① 提案書の作成および提出について

ア 受付期間

令和 5 年 11 月 28 日から 11 月 30 日の午前 10 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

本事業に関する担当部署(「第 5-3」に記載)

ウ 提出部数

提案書の提出部数は、正 1 部、副 15 部とする。

また、提案書一式の電子データを CD-R 又は DVD-R に記録し、3 部提出すること。

エ 作成要領

提案書は、参加資格確認申請時に通知する提案番号を記載すること。また、各様式は様式集記載の作成要領に従い作成すること。

また、提出する電子データのファイル形式は、様式集の指定に従うこと。

なお、副本は、応募者の構成企業が特定できる記述を避けること。

オ 提出方法

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出すること。

持参する場合は、提出の前日の正午までに、本事業に関する担当部署へ電話にて来庁希望時間を連絡し調整すること。

② 本事業に関する提案内容を記載した提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他組合が必要と認める時には、組合は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者から提出された資料については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び外国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

エ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

オ 使用言語、単位及び時刻

募集に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

③ 応募に当たっての留意事項

ア 募集要項の承諾

応募者は、募集要項の記載内容を承諾の上、応募すること。

イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等、応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 応募の棄権

応募者が提出期限までに提案書を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

エ 公正な募集の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 23 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を実施できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 募集の中止・延期

募集が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集を延期し、若しくは取り止めることがある。

カ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ・参加資格がない者による応募
- ・代表企業以外の者による応募
- ・提案書に虚偽の記載をした者による応募
- ・記名押印のない提案書による応募
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ・応募者及びその代理人のした 2 以上の応募
- ・その他募集に関する条件に違反した応募

(6) 募集価格

募集価格（事業費上限額）：2,183,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、令和 5 年度における支払限度額は、62,493,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

5. 優先交渉権者の選定及び決定

(1) 審査の体制

組合は、本事業において募集を実施するに際し、中立かつ公正な事業者の選定が行われるよう審議を行うことを目的として、名西消防組合消防本部及び石井消防署新庁舎整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」とする。）を設置する。

なお、選定委員会の委員構成については、優先交渉権者決定後に公表する予定である。応募者が故意に委員に接触し、不正行為を行ったと認められる場合は、審査対象から除外することとする。

なお、事業者の募集、審査及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいないなどの理由により、本事業を事業者が実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定しないこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 選定の方法

① 審査の基準

選定委員会において、募集の公告時に公表する事業者選定基準に基づき、提案内容を総合的に審査する。なお、応募者が1者のみの場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。

② 提案内容に関するプレゼンテーションの実施

応募者による提案内容に関するプレゼンテーションを令和5年12月中旬に実施する予定である。プレゼンテーションでは、選定委員会による質疑等を行う場合がある。実施日時及び開催場所等については、後日連絡する。

(3) 優先交渉権者等の決定及び公表

① 優先交渉権者等の決定

組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

② 結果及び評価の公表

審査結果は、本事業に関する担当部署のホームページ上で公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第4 契約に関する基本的な考え方

1. 契約内容についての協議

組合は、募集要項等及び提案内容に基づき、優先交渉権者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき、事業契約書等を作成し、優先交渉権者と契約を締結するものとする。

2. 契約保証金等

ア 事業者は、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を契約の締結前に納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 事業者は、契約保証金の全部又は一部を免除された場合において、契約保証金を免除された

理由が、事業者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したこと又は事業者から委託を受けた保険会社と公共工事履行保険契約を締結したことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を組合に提出しなければならない。

- ウ 事業者は、契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を組合指定の納入通知書兼領収書により組合指定金融機関に納付しなければならない。
- エ 事業者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、組合指定の有価証券納付明細書及び委任状の配布を受け、これに有価証券を添えて提出しなければならない。
- オ 事業者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証である場合は、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

3. 前払金について

事業者は次の前払金の請求を行うことができる。

なお、事業者は、前払金及び中間前払金の支払いを受けるには、あらかじめ保証事業会社と前払金又は中間前払金に関する補償契約を締結し、その保証証書を組合に提出しなければならない。

ア 設計業務

事業者は、前払金として設計業務に係る費用のうち各年度の出来高予定額の 3 割以内の額を請求できる。

イ 建設業務

事業者は、前払金として建設業務に係る費用のうち各年度の出来高予定額の 4 割以内の額を請求できる。また、前払金の支払いを受けた後、追加して各年度の出来高予定額の 2 割以内の額を中間前払金として請求できる。

ウ 工事監理業務

事業者は、前払金として工事監理業務に係る費用のうち各年度の出来高予定額の 3 割以内の額を請求できる。

4. 契約の締結

(1) 契約締結

優先交渉権者との契約締結は、令和 5 年 12 月の予定としている。

優先交渉権者と契約の締結に至らなかったときは、次点交渉権者と契約についての協議を行うことができる。

(2) 契約を締結しない場合について

契約締結の承認に係る議会の議決が得られなかった場合には、組合は優先交渉権者（あるいは、次点交渉権者）と契約を締結しない。この場合において、組合は優先交渉権者（あるいは、次点交渉権者）に対して一切の費用を負担しないものとする。

また、この調達に関し、議会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべき旨の要請等を受けた場合には、調停手続きの停止等があり得る。また、契約手続き中に不正行為等があった場合は、契約手続きを停止することがある。

5. 契約締結に伴う費用負担

契約締結に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

6. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 組合からの提示資料の取り扱い

組合が提供する資料は、本事業の応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

2. 選定委員会からの要請への対応

組合は、契約締結後に、選定委員会の指摘のもとに事業者へ要請すべき事項が生じた場合はその内容を直ちに事業者へ通知するものとし、事業者は、その内容が基本条件図書の内容やその趣旨から逸脱しない範囲の事項であれば、組合の要請する事項にできる限り応じるよう努めなければならない。

3. 本事業に関する担当部署

担当部署	名西消防組合消防本部 総務課
住所	〒779-3223 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 66 番地 8
TEL	088-674-6788
FAX	088-674-6706
e-mail	soumu@myozai119.jp
ホームページ	http://myozai119.jp/